

はぴいらいぶ

MAR.
2018

秋田

NO.168



藤棚

★CONTENTS

- 平成30年度福利厚生事業計画 2
- 生活習慣病予防健診(人間ドック)の申し込みについて 3
- 被扶養者用特定健康診査の受診券は6月上旬頃ご自宅へ発送予定です 3
- 退職を予定されている皆様へ 4
- 退職や人事異動等により転出される方へのご案内 5
- 互助会からのお知らせ 6
 - 互助会指定宿泊施設の新規提携および提携解除について 7
- 電話や面談による相談窓口 7
- 保健師からのお知らせ 8
- 生活相談をご利用ください! 8

🌸ご家庭でもご覧ください🌸

平成30年度

福利厚生事業計画

4月

- 生活習慣病予防健診(人間ドック)募集
- 第1回教育文化活動事業募集(4～6月公演分)
- 配偶者ドック募集

5月

- 生活習慣病予防健診決定
- 第2回教育文化活動事業募集(7～9月公演分)

6月

- 特定健康診査受診券発送(被扶養者用)

7月

- 新**乳がんセルフチェック事業(～2月28日まで)
- はぴいらいふ秋田169号発行
- 「ピーターラビットの世界展」(県立美術館)
～9月まで(施設利用補助券対象特別展)
- ニューライフプラン講座
(県内3地区 募集人数:各50名)

8月

- 新**歯科健診費用補助開始予定(～1月31日まで)
- 健康づくりチャレンジ講座
(県内3地区 募集人数:各40名)
- 元気カパワーアップ講座
(県内3地区 募集人数:各50名)
- 第3回教育文化活動事業募集
(10～12月公演分)

平成29年度に開催した講座の様子です。
新年度も多くの皆さまのご参加をお待ち
しています☆

9月

- 子育て支援元気カパワーアップ講座
※9～10月にかけて各地区にて行います。
(育児休業者及び3歳未満の子どものいる組合員対象)

10月

- 定年退職者事務説明会
- インフルエンザ予防接種補助開始
(補助対象:10月1日～2月28日接種分)
- 特定保健指導利用券発送開始

11月

- はぴいらいふ秋田170号発行

12月

- 第4回教育文化活動事業募集(1～3月公演分)
- 「横山津恵展」(県立近代美術館)
～2月まで(施設利用補助券対象特別展)

1月

- 勸奨等退職者事務説明会
- 「歌川広重東海道五拾三次」
～3月まで 県立美術館
(施設利用補助券対象特別展)
- 元気カパワーアップ講座
(県内3地区 募集人数:各50名)

3月

- はぴいらいふ秋田171号発行
- 退職者懇談のつどい

通年で行っている事業です。
詳しくはホームページをご覧ください。

- ・共済組合施設宿泊利用補助
- ・施設利用補助(スポーツ・文化)
- ・職場の健康づくり支援事業
- ・リフレッシュ休暇旅行補助
- ・互助会指定宿泊施設利用補助

新ヘルスアップ助成金



健康づくりチャレンジ講座
「スポーツチャンバラ」



元気カパワーアップ講座「美姿勢トーニング」



ニューライフ
プラン講座
「色の魔法de
好感度アップ☆」

元気カパワーアップ講座「割箸書画」「消しゴムはんこ」

生活習慣病予防健診(人間ドック)の申し込みについて

申し込み期間:平成30年4月2日(月)から16日(月)まで

毎年、多数のお申し込みをいただきありがとうございます。
実施要項は、公立学校共済組合秋田支部のホームページにも掲載しますのでご確認の上、お申し込みください。

例年、申し込みコードの誤りや、申請(入力)漏れが大変多いのでQ&Aもご参照ください。
ご協力をよろしく申し上げます。なお、通知は3月末に各所属所あてに郵送予定です。

〈おしらせ〉

- ・平成30年度から対象年齢の基準日を**年度末の3月31日現在**としました。
- ・脳ドックの補助額が30,000円に増額となりました。
各ドックの補助額については、要項をご覧ください。
補助額を超える部分は自己負担になります。
- ・病院によって、婦人科検診がオプション扱いになります。
- ・東北中央病院に2泊3日のCコース(脳ドック付き)を設けました。



募集人数

①宿泊ドック	1,780人
②一日ドック	2,000人
③脳ドック	200人
④婦人科検診	1,100人

対象年齢 (平成31年3月31日現在の満年齢です)

①宿泊ドック	} 31, 34, 37, 40, 43, 46, 48, 50, 52, 54歳以上
②一日ドック	
③脳ドック	
④婦人科検診 (全女性職員)	

被扶養者用

特定健康診査の受診券は 6月上旬頃ご自宅へ発送予定です



特定健康診査とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて実施するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査のことです。

対象者・・・年度内に40歳から75歳の誕生日を迎える組合員及び被扶養者
(75歳の誕生日前日まで)

被扶養者用の特定健康診査の受診券は、
6月上旬頃にご自宅へ発送する予定です。
受診券がお手元に届きましたら、実施医療機関へ予約のお電話をしてください。

約7,000円の健診料金を、共済組合が全額負担するので、
無料で受けられます!



・配偶者ドックを受診
・勤務先の健康診断を受診予定の方は💡

受診後に...

受診券に同封されている
返信用封筒で送ってください!

・未使用の受診券
・質問票
・健診結果のコピー } 福利課へ送付してください。

担当: 調整・企画班 018-860-5221

退職を予定されている皆様へ

退職後の公的年金制度への加入について –60歳未満の方は特にご注意ください!–

20歳以上60歳未満の方は、国民年金などの公的年金制度に加入する義務があります。60歳未満で退職される方や退職時に60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、下の表を参考に手続きを行ってください。

組合員	退職後の状況		加入する年金制度	手続き先
	無職・自営業		国民年金	住民票地の市町村役場
再就職	社会保険又は共済組合：非適用		国民年金	住民票地の市町村役場
	社会保険又は共済組合：適用		厚生年金	再就職先
	配偶者の被扶養		国民年金	配偶者の勤務先

被扶養配偶者	組合員の退職後の状況		加入する年金制度	手続き先
	無職・自営業		国民年金	住民票地の市町村役場
再就職	社会保険又は共済組合：非適用		国民年金	住民票地の市町村役場
	社会保険又は共済組合：適用		厚生年金	再就職先

※退職後、公立学校共済組合の任意継続組合員に加入されても年金の手続きは別途必要です。

年金請求手続きについて

年金の支給開始年齢は段階的に引き上げられており、平成29年度定年退職者(昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生)の方は63歳からの支給開始となります。年金の支給開始年齢に到達する約2か月前に、最後に加入した年金機関(共済組合や日本年金機構など)から年金請求書が届きますので、請求手続きを行ってください。

なお、定年退職後再任用により在職中に支給開始年齢に達する方については、所属所を通して請求の手続きを行います。

再就職による年金の支給停止について

老齢給付の年金を受給している方(請求中の方も含まれます)が、再就職して公的年金に加入している場合に、年金の支給が停止されることがあります。

●65歳未満：総報酬月額相当額＋基本月額が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

総報酬月額相当額が46万円以下で基本月額が28万円以下の場合

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$$

※総報酬月額相当額及び基本月額により計算方法が異なります。上記に該当しない場合はお問い合わせ下さい。

●65歳以上：総報酬月額相当額＋基本月額が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

総報酬月額相当額と基本月額を合算した額が46万円以上の場合

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 46\text{万円}) \times 1/2$$

総報酬月額相当額：標準報酬月額＋直近1年間の標準賞与額の総額×1/12

基本月額：老齢厚生年金の額(加給年金額、経過的加算額を除く)×1/12

年金と雇用保険法による給付との調整について

退職後に再就職して雇用保険に加入されたのち、離職して失業給付(基本手当)を受けると、65歳未満の方の場合、特別支給の老齢厚生年金の支給が停止されます。

失業給付の受給は、失業給付額と年金受給額とを比較した上で決めるようにしてください。

(失業給付が決定されると、その取り消しができませんので注意してください。)

なお、失業給付が決定した場合は、公立学校共済組合本部に届出が必要です。

待機者登録通知書について

退職手続き時に提出いただいた退職届書の登録が完了すると『待機者登録通知書』が郵送されます。年金に関する問い合わせの際に必要となりますので、届いた通知書は保管しておいてください。

担当：給付班 018-860-5232

退職や人事異動等により転出される方へのご案内

- 退職される方や人事異動等により当共済組合から転出される方は、現在お持ちの組合員証及び被扶養者証(高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を含む)が使用できなくなります。退職日・転出(異動)日までに組合員証等を所属の事務担当者に返納してください。
- 退職後・転出(異動)後に医療機関等を受診する場合は、新しい組合員証等(保険証)を必ず窓口で提示して、受診してください(新しい組合員証等が発行される前に受診する場合は、組合員証等が変わった旨を必ず窓口で申し出てください)。
組合員証等の返納が遅れたり、新しい組合員証等を提示しない場合、医療費の返還が生じることがありますのでご注意ください。



退職後に「再任用職員」となられる方へのご案内

- 退職後に再任用職員として引き続き組合員となられる方は、組合員証番号が変わります。再任用先の所属で組合員証(被扶養者証、限度額適用認定証等含む)を返納してください。新しい組合員証を交付します。
- 在職中から認定されている被扶養者については、引き続き認定されますので、被扶養者証を組合員証と一緒に交付します。当該被扶養者が就職等により被扶養者要件を欠いたときは、再任用先の所属で取消の手続きをお願いします。
- 医療機関等を受診する場合は、新しい組合員証等を必ず窓口で提示して受診してください。また、窓口で提示の際には、組合員証番号が変わった事をお伝えください(新しい組合員証等が発行される前に受診する場合は、組合員証番号が変わる旨を必ず窓口で申し出てください)。

退職後に「任意継続組合員」に加入される方へのご案内

退職後の医療保険として共済組合の「任意継続組合員」になることを申し込まれた方には、任意継続掛金の納入を確認後、所属所を通じて新しい組合員証を交付します。加入期間は、退職日の翌日から最長2年間で、在職時とほぼ同様の短期給付(一部負担金払戻金等)を受けることができます。

○任意継続組合員の申し込みを取り消す場合の手続き

再就職や家族の被扶養者になる等の理由により任意継続組合員の申し込みを取り消す場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書」及び「任意継続掛金還付請求書」の提出が必要となります。早めに共済組合(給付班018-860-5232)へご連絡ください。

○任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者については、引き続き認定されますので、任意継続組合員の被扶養者証を組合員証と一緒に交付します。当該被扶養者が就職等により被扶養者要件を欠いたときは、共済組合へ連絡の上、取消の手続きをお願いします。

○任意継続掛金の領収書と確定申告について

任意継続掛金は、確定申告の社会保険料控除の対象となります。金融機関で任意継続掛金を納入した際に受け取る「任意継続掛金領収書」は大切に保管いただき、住所地の税務署での確定申告にご利用ください。なお、確定申告の手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。



任意継続加入後に、再就職等により任意継続期間の満了前に、組合員本人が資格を喪失する場合や、被扶養者を新たに認定・取消等する場合にも手続きが必要となります。各手続きのご案内や様式等につきましては、任意継続組合員証を交付する際に同封いたします「任意継続組合員様式集」に掲載しておりますのでご参照ください。

また、任意継続加入期間中は、様式集の紛失にご注意ください。

担当：給付班 018-860-5232

互助会からのお知らせ

貸付利率を引き下げます

平成30年4月より互助会貸付金の利率を次のとおり引き下げます。この機会にぜひご利用ください！

	平成30年3月まで 適用される利率		平成30年4月以降に 適用される利率
生活資金・住宅資金 奨学資金・自動車資金貸付け	年利1.7%	➡	年利1.32%
非常災害による住宅貸付け	年利1.42%	➡	年利0.99%

既に当会から貸付けを受けている方についても、平成30年4月償還分より上記利率に引き下げます。

※1 貸付金利率は貸付金保険料を含みます。

※2 貸付金利率は、見直し時点の利率です。今後、金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。

健康づくりの活動に助成を行います！ **NEW!!**

平成30年度より、「ヘルスアップ助成金」事業を新設します！

この事業は、会員が健康に対する意識を高め、毎日をはつらつと過ごせるよう、会員の健康づくりをサポートすることを目的としています。

給付の対象

会員本人がスポーツクラブ等で活動した時や、鍼灸マッサージ等(保険診療外のものに限る)の施術を受けた時

給付額

活動にかかった費用の半額(ただし、1か年(当該年度内)につき3,000円を上限とする)。

手続きの方法、詳細については3月中に所属に通知し、ホームページに掲載しますので、ご確認ください。



各種給付金の変更について

平成30年4月以降に事由が発生した各種給付金について、次のとおり変更となります。互助会の健全な事業運営持続のため、ご理解いただきますようお願いいたします。

変更

加入者弔慰金【給付上限額の変更・上限250万円から減額】

会員本人が死亡した場合、互助会加入期間に応じて給付額を計算し、200万円を上限に給付を行います。

なお、平成30年度以降、年度ごとに50万円ずつ減額し、最終的に給付額を50万円(定額)まで減額します。

配偶者弔慰金【給付上限額の変更・上限50万円から減額】

会員の配偶者が死亡した場合、互助会加入期間に応じて給付額を計算し、40万円を上限に給付を行います。

なお、平成30年度以降、年度ごとに10万円ずつ減額し、最終的に給付額を10万円(定額)まで減額します。

家族死亡弔慰金【給付対象範囲の変更】

会員の扶養親族(共同して扶養している親族を含む)が死亡したときに、8万円を給付します。ただし、配偶者は対象外とします。

入学・卒業祝金【給付対象範囲の変更】

会員の子が、小学校及び中学校に入学し、又は中学校を卒業したとき(義務教育学校に入学し、又は後期課程に進級及び卒業したときを含む)1万円を給付します。

廃止

弔慰金

平成30年4月以降は給付を廃止します。

互助会指定宿泊施設の新規提携および提携解除について

指定宿泊施設情報

・「札幌ビューホテル」(北海道)

上記が互助会宿泊指定施設に新たに加わりました！
詳しくはホームページをご確認ください。



なお、「高崎ビューホテル」(群馬県)は、平成29年12月末に提携を解除しました。

互助会公益目的事業に係る図書寄贈について

平成30年度公益目的事業に係る学校図書寄贈について、次の地域の学校を予定しています。
(対象校には4月に通知します)

●小学校

- ・能代市 ・三種町 ・八峰町 ・藤里町
- ・秋田市 ・湯沢市 ・羽後町 ・東成瀬村

●中学校

- ・鹿角市 ・小坂町 ・大館市 ・大仙市
- ・仙北市 ・美郷町

担当：互助会管理・業務班 018-860-5224

電話や面談による相談窓口

～悩みごと・心配ごとは抱え込まずに、まず相談～



職員ストレス相談	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 月・火・金曜日(9:30～12:30) ●相談場所 秋田大学教育文化学部内の相談室 湊クリニック(横手市) さとう心療内科(大館市) 稲庭クリニック(秋田市) 長信田の森心療クリニック(三種町) <p>まずは、相談窓口にお電話を！ ご希望により、臨床心理士や精神科医師が相談に応じます。</p>	【対象者】 県職員 (臨時職員 非常勤職員 を含む)
心の健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●相談日時 月曜日～金曜日(10:00～12:00) 第1・3木曜日(13:00～17:00) 第1・2・4土曜日(13:00～17:00) <p>公立学校共済組合東北中央病院(山形市)で、精神科医師・臨床心理士による健康相談を行います(完全予約制)。(相談のため来院された場合、共済組合本部規定の交通費が支給されますので、組合員証と印鑑をお持ち下さい。)</p>	
電話・面談 メンタルヘルス相談	<ul style="list-style-type: none"> ●相談日時 月～土曜日(10:00～22:00 祝日・年末年始を除く) ●相談時間 1回20分程度 ■面談予約 月～土曜日(10:00～20:00 祝日・年末年始を除く) ■相談時間 1回50分程度(年5回まで無料) ■面談場所 秋田市・由利本荘市 <p>「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守でカウンセリングを行います。</p>	【対象者】 組合員 ・ その 被扶養者
教職員電話健康相談24	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間 年中無休(相談回数制限なし) <p>健康に関する悩みや相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。専門医相談(予約制)、小児救急相談、医療機関案内にも対応しています。</p>	
女性医師電話相談	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 月～土曜日(10:00～21:00 祝日・年末年始を除く) ●相談時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ <p>女性医師による女性疾患についての相談を中心としたサービスです。(予約制)</p>	
Web相談(こころの相談)	<ul style="list-style-type: none"> ●ログイン番号 <p>Web上で24時間、メンタルヘルスに関するご相談を受け付けます。臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答します。</p>	
介護電話相談	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 月～金曜日(10:00～16:00 祝日・年末年始を除く) ●相談時間 1回20分程度 <p>介護全般に関するご相談に、ケアマネージャーや社会福祉士がお応えします。</p>	
保健師による健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 電話相談 月～金曜日(9:00～15:45) 面談相談 要相談 ●相談員 保健師(公立学校共済組合秋田支部職員) <p>公立学校共済組合秋田支部の保健師が対応します。電話による相談のほか、希望により面談も可能です。※通話料は相談者負担となります。</p>	【対象者】 組合員
メールによる相談	<ul style="list-style-type: none"> ●アドレス <p>公立学校共済組合秋田支部保健師が対応します。</p>	



上記フリーダイヤルは、携帯電話・PHSからもご利用できます。(通話料無料)

担当：調整・企画班 018-860-5221

保健師からのお知らせ No.18

◆◆ 平成30年度から、第2期の『データヘルス計画』がはじまります!! ◆◆

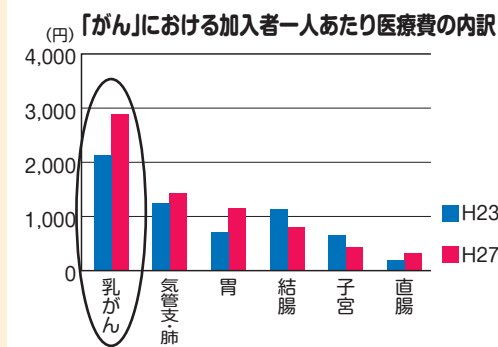
●平成29年度、公立学校共済組合秋田支部の医療費データ等(H27年度資料)の結果をもとに、第2期データヘルス計画(H30～35年度)を作成しました。

乳がんの「加入者一人あたり医療費」が増加傾向です!

当支部の医療費データから、**がんのうち、「加入者一人あたりの医療費」が最も高いのは、「乳がん」(2,893円)**でした。

先回(H23年度)のデータと比較すると、増加傾向となっております。(右図参照)

※当支部の第2期データヘルス計画(H30～H35年度)は、リーフレット(H30年4月送付)で詳しくお知らせします。



乳がんの早期発見のため、定期検診と自己チェックを継続していきましょう! —乳がん発見の半数以上は、自分で異変に気づいています—



まずは、自分の乳房を知ることが大切です。
はじめは毎日続け、自分の乳房の状態を確認します。
その後は、月1回を目安に自己チェックを続けます。
自己チェックで、もし異変に気づいたら、
「乳腺外科」か「外科」のある医療機関を受診してください。



自己チェックのキーワードは、
「見る」「さわる」「しほる」

～H29年度の乳がん講座参加者の声～

- ・検診の大切さ自己検診の仕方がわかった
- ・乳房モデルを触りイメージしやすかった
- ・DVDの自己検診法がわかりやすかった
- ・多くの職員に聞いてもらいたいです 等々

【希望する所属に貸し出します!!】

・当支部では、平成30年度から、希望する所属(学校等)に「乳がん自己触診の乳房モデル」と「自己検診のすすめ」(DVD)を無料で貸し出します。詳細は、後日通知します。

<参考>秋田県では、がんの治療に伴い医療用補正具(ウィッグ、乳房補正具)を使用する方に対し、購入費用の一部を助成しております(H29年度～)。詳細については、各地域振興局福祉環境部(県保健所)または、県庁健康推進課がん対策室へ。



みんなで健康寿命日本へ!

法律のことで、何か困ったことがあったら...

生活相談をご利用ください!

相談者



秋田弁護士会法律相談センター 弁護士

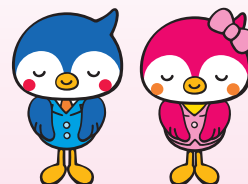
○相談申込○

相談利用者は、秋田弁護士会法律相談センター(TEL:018-896-5599:法律相談の予約受付専用)に電話し、生活相談事業を利用する旨申込をして面談日等の日時を打ち合わせする。

○相談当日○

下記の生活相談利用券を切り取って持参し、弁護士に提出する。
本人確認のため組合員証(または組合員被扶養者証)を弁護士に提示して相談する。

☆相談費用は共済組合が負担します(事件の依頼は自己負担となります)
☆相談者の秘密は守られます(相談者の情報は、本人と弁護士のみ扱います)



生活相談
利用券

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日
公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

生活相談
利用券

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日
公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

今回の利用券発行は7月の
はぴらいふ169号となります。

担当: 調整・企画班
018-860-5221